文京区告示第　235　号

下記のものにつき、住所及び居所が不明のため、送達が不能であった。よって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条（地方税法の準用）において準用する、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により下記のとおり公示送達する。なお、当該書類は本職において保管し、送達を受ける者から申し出があったとき、これを交付する。

令和８年11月６日

文京区長　　成澤　廣修

記

・送達を受けるべき者	別紙　対象者一覧のとおり
・送達があったとみなす日	令和８年11月13日（金）
・交付場所	文京区役所国保年金課
・種別	国民健康保険法に関する通知

対象者一覧

連番	氏名	
1	外村　昇士	